



# 鳥取県公報

平成 27 年 8 月 14 日 (金)  
第 8 7 2 5 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 告 示 指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (573) (西部総合事務所福祉保健局) . . . . . 2
- 指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (574) (〃) . . . . . 2
- ◇ 公 告 平成27年鳥取県屋外広告物講習会の開催 (住まいまちづくり課) . . . . . 2
- 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活安全企画課) . . . . . 3

# 告 示

## 鳥取県告示第573号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成27年8月14日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
株式会社ウェルネス湖北	株式会社ウェルネス湖北 介護センター米子	米子市旗ヶ崎六丁目2-47	平成27年7月15日	平成27年8月15日	福祉用具貸与、特定福祉用具販売

## 鳥取県告示第574号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成27年8月14日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
株式会社ウェルネス湖北	株式会社ウェルネス湖北 介護センター米子	米子市旗ヶ崎六丁目2-47	平成27年7月15日	平成27年8月15日	介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売

# 公 告

鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号）第10条の10第1項の規定により、平成27年鳥取県屋外広告物講習会を次のとおり開催する。

平成27年8月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 講習会の日時及び場所並びに講習の課程

日 時	場 所	講 習 の 課 程
平成27年10月28日（水） 午前9時から午後4時40分まで	鳥取県中部総合事務所 1号館B棟2階 第205会議室	広告物の施工に関する事項 広告物の表示の方法に関する事項 広告物に関する法令

### 2 受講申込手続

#### (1) 受講申込書の配布

受講申込書は、鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課、東部生活環境事務所建築住宅課、八頭県土整備事務所維持管理課、中部総合事務所生活環境局建築住宅課、西部総合事務所生活環境局建築住宅課、日野振興センター日野県土整備局維持管理課及び各市町村役場並びに鳥取県のホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/174019.htm>）において配布する。

#### (2) 受講申込書の受付期間

平成27年9月4日（金）から同年10月16日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭

和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成27年10月16日(金)までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

(3) 受講申込書の提出先

次のいずれかの場所に提出すること。なお、郵送又は信書便による場合は、アの場所に送付すること。

- ア 鳥取市東町一丁目220 鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課(鳥取県庁本庁舎7階)
- イ 鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部生活環境事務所建築住宅課
- ウ 八頭郡八頭町郡家100 鳥取県八頭県土整備事務所維持管理課
- エ 倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所生活環境局建築住宅課
- オ 米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所生活環境局建築住宅課
- カ 日野郡日野町根雨140-1 鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局維持管理課

3 受講手数料及び納付方法

受講手数料は4,400円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申込書の証紙貼付欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。なお、県外在住等の理由により鳥取県収入証紙を購入することが困難な場合は、納付書により納付することができるので、5の問合せ先に確認すること。

4 講習の課程の一部免除

鳥取県屋外広告物条例施行規則(昭和37年鳥取県規則第50号)第13条第2項の規定により、講習会における講習の課程のうち広告物の施工に関する事項の課程の免除を受けようとする者は、同項各号のいずれかに該当することを証する免状等の写しを受講申込書に添付すること。

5 問合せ先

鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課景観・建築指導室景観づくり担当  
(電話0857-26-7363)

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成27年8月14日

鳥取県公安委員会委員長 増 谷 立 夫

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は3号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		平成27年9月16日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び八橋の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目
  - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
  - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。

この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑